

《人生 100 年時代の高齢者の身元保証を考える No.3》

2020 年 6 月 18 日
No.2020-008

超高齢社会を支える債務保証システムとは

—求められる個人保証からの脱却—

調査部 副主任研究員 星貴子

《要 点》

- ◆ 2040 年には、単身高齢者の増加などにより、身寄りから身元保証人を立てることの難しい高齢者が 1,000 万人以上となる見込み。「人生 100 年時代の高齢者の身元保証を考える」シリーズでは、そうした人たちが、不利益を被らず、安心して自立した生活を送ることができる社会システムの構築を目指し、現行の「ヒト」に依存する身元保証制度に代わる新たな仕組みを検討。シリーズ第 3 弾の本稿では、身元保証人に求められる四つの役割のうち「債務保証」について考察。
- ◆ 高齢者世帯については、経済力の弱さや孤独死、加齢による認知・身体能力の低下、健康状態の悪化が懸念され、一般的に他の世代に比べて、家賃や入院費の未収等、経済的リスクが高いとみられがちである。このため、家主、医療機関、雇用主などの債権者の多くは、「連帯保証人」や「身元保証人」を立てることが、経済的損失のリスクを回避、軽減するための最適な方法と考える傾向にある。しかし現実には、「ヒト」による身元保証は、債権回収の実効性が低いなど、未収金などを回収する手段として有効とは言い切れない。
- ◆ ここにきて、債務保証を巡り新たな動きがみられ始めた。公的機関による家賃等の支払い代行サービスや民間事業者による「連帯保証人」の代行サービス、「連帯保証人」や「身元保証人」に代わる信用保証や身元信用保険といった金融サービスの利用が拡大。政府もこうした動きを後押ししているが、管理監督省庁が明確でないものやガイドラインすら示されていないものがあるなど、課題も多い。
- ◆ 近い将来、「身元保証人」を立てることができない高齢者が当たり前の存在になると予想されるなか、「ヒト」によらない債務保証の仕組みを普及させることは焦眉の急。個人保証（「ヒト」による債務保証）が慣行化している現状を踏まえると、次の 3 ステップを踏んでわが国が迎える高齢化社会に相応しい債務保証の態勢を築くことが重要。まず、①管理監督省庁の設定や業務指針の作成などすでに動き始めている債務保証サービスの健全化を図る。次に、②住宅の賃貸時に家賃債務保証を義務付けるなどして個人保証から機関保証への移行を促進させるとともに、③人工知能（AI）による信用スコアやマイナンバー制度の積極的な利活用など高齢者の信用力が適切に判断されるような環境を整備。

本件に関するご照会は、調査部・星貴子宛にお願いいたします。

Tel: 03-6833-1666

Mail: hoshi.takako@jri.co.jp

日本総研・調査部の「経済・政策情報メールマガジン」はこちらから登録できます。

<https://www.jri.co.jp/company/business/research/mailmagazine/form/>

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください

1. はじめに

「人生 100 年時代の高齢者の身元保証を考える」シリーズの前稿（リサーチ・フォーカス No.2019-028）に示した通り、筆者の試算によると、2040 年には高齢者世帯（65 歳以上の単身世帯と高齢夫婦世帯¹）の 850 万世帯、人数にして 1,000 万人が家族や親族といった身寄りから身元保証人を立てられない高齢者になると推計される。「身寄りのいない高齢者」という存在は、高齢者全体の 25%以上²に及び、もはや例外ではなく当たり前の存在となる。本シリーズでは、こうした高齢者が、不利益を被らず、安心して自立した生活を送ることができる社会システムの構築を目指し、現行の「ヒト」に依存する身元保証制度に代わる新たな仕組みを検討してきた³。

わが国では、住宅の賃借、手術・入院や介護施設への入所、就労（就職）などの様々な契約の場面で、身元保証人を立てる慣行が定着している。一口に身元保証人といっても、その役割は、①債務保証、②手術への立ち会いや輸血・延命処置などの同意（医療同意）、③退院時の身柄の引き取りや認知症になった場合の生活支援（扶養）、④遺体・遺品の引き取りや関連機関への諸手続き（死後対応）、と広範にわたる（図表 1）。

（図表 1）主なケース別にみた身元保証人に求められる役割

	①債務保証		②医療同意	③扶養	④死後対応
	未払い金等の 弁済	被保証人（本人） の行為により発生 した損害の賠償	医療行為の 同意・確認	被保証人の介護・ 看病、身柄の引き 取り等	遺体・遺品の引き 取り、埋葬や相続 の手続き等
住宅の賃借	○	○	△	○	○
入院・介護施設へ の入所	○	○	○	○	○
就労（就職）	△	○	△	△	△

（資料）星貴子「超高齢社会に相応しい身元保証システムの構築を」より転載

シリーズ第 1 弾では、総論として、高齢者を取り巻く社会環境の変容を踏まえ、現行制度が内包する問題点を明らかにしたうえで、時代に即した新たな身元保証の仕組みの方向性を示した。シリーズ第 2 弾以降は各論とし、第 3 弾となる本稿では、「債務保証」を取り上げ、現状を明らかにしたうえで、今後の課題について検討する。

なお、本シリーズでは、保証人や身元引受人などを身元保証人と総称しているが、本稿で取り上げる保証人の役割は、「身元保証に関する法律（身元保証法）」や「民法」で厳格に定義され、その役割の範囲も明確に規定されているものである。混同することがないように、身元保証法で定義される保証人については、便宜上「身元保証人」とかぎ括弧付きで表示する。併せて、民法の規定により債務保証の役割を担う「保証人」と「連帯保証人⁴」もかぎ括弧付きで表示する。また、「ヒト」による債務保証を個人保証と称する。

¹ 夫が 65 歳以上、妻が 60 歳以上の夫婦のみ世帯（総務省の定義に準拠）。

² 国立社会保障・人口問題研究所の 2017 年推計（出生中位・死亡中位）では、2040 年の 65 歳以上人口は 3,921 万人。

³ 生活保護受給者など経済的に困窮している高齢者への対応については、社会福祉の枠組みのなかで行うべきものと考え、本シリーズでは言及しない。

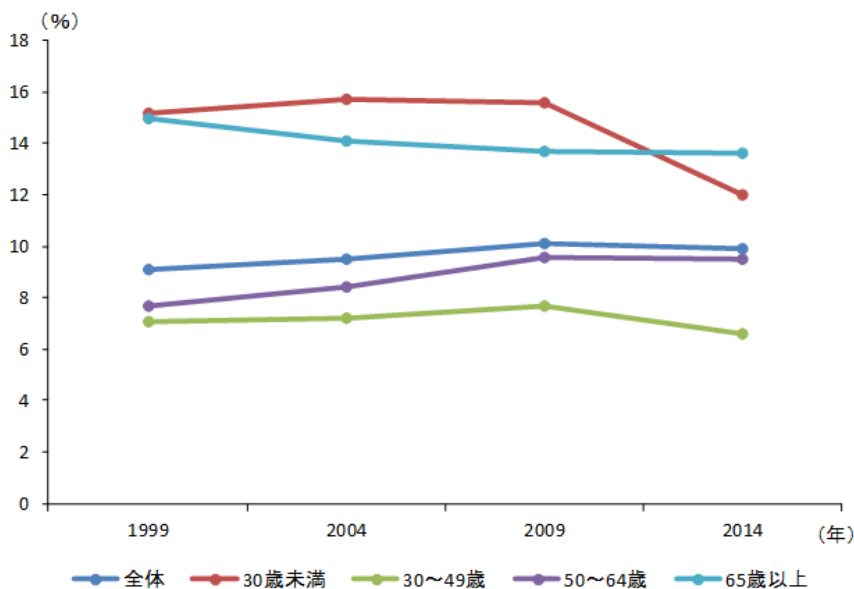
⁴ 「保証人」は、借主（債務者本人）に返済能力がない場合にのみ、応分の負担を求められる、いわゆる債務者を補完する者である。「連帯保証人」は、債務者の支払い能力の有無、あるいは他の保証人の存否にかかわらず、債務者と同等の責務を負う。

2. 背景に、高齢者に対する三つの懸念

住居の賃借契約や入院契約の際に、家主や医療機関が「連帯保証人」を求める理由は、家賃や入院費の未収、本人死亡による遺品整理や死亡手続きに要するコスト負担、賃貸物件の貸し出し機会の喪失など、経済的損失を回避、軽減するためである。一般に、高齢者世帯は、下記3点にまとめられたように、他の世代に比べて経済的安定性に劣り、健康への懸念があるとみられがちである。

第1は、高齢者の経済力の弱さに対する懸念である。総務省統計局の「家計調査」によれば、無職の高齢夫婦世帯の家計は、2018年時点で、月収が22万円台と現役世代の3分の1程度にとどまり、毎月平均4万円の赤字を計上している。また、高齢者（65歳以上）の相対的貧困率⁵は、調査期間を通じおおむね14%前後で推移し、他の世代よりも高い状況にある（図表2）。金融資産については、高齢夫婦世帯の場合、1割以上の世帯で預貯金、有価証券、保険等を含めた貯蓄残高が300万円未満にとどまる。台風・豪雨や地震といった災害、あるいは事故や入院などにより臨時支出が発生すると、貯蓄が枯渇し、容易に生活が困窮状態に陥ってしまう恐れがある。

（図表2）世帯主の年齢階級別にみた相対的貧困率の推移（総世帯）



（資料）総務省統計局「全国消費実態調査（2014年）」をもとに日本総合研究所作成

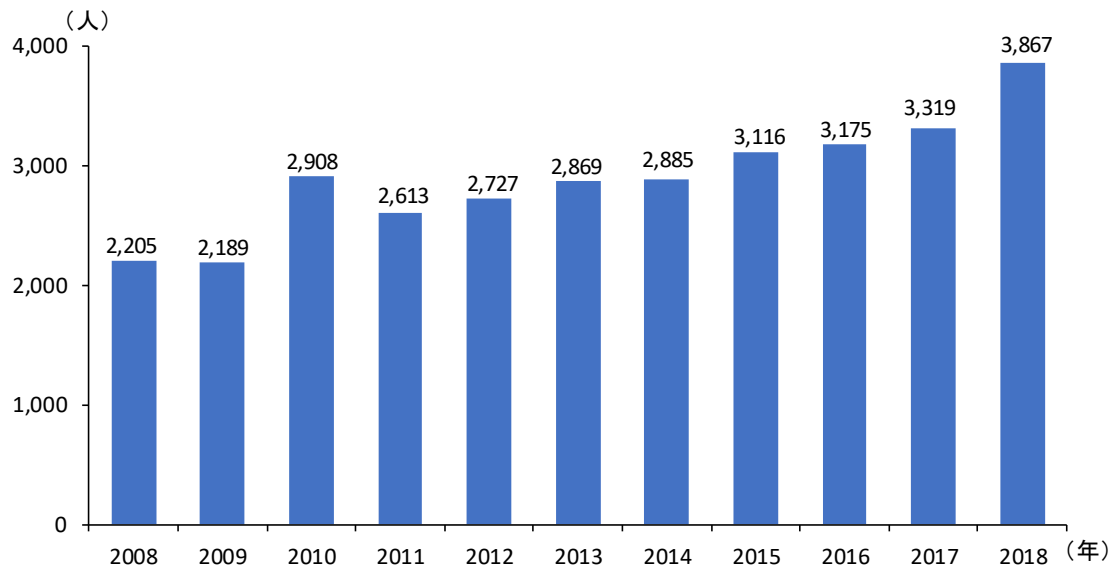
第2は、孤独死である。高齢者の孤独死は趨勢的に増加している。東京都監察医務院によれば、都内23区（特別区）内において自宅で死亡した65歳以上の単身者は、2018年に3,867人と、2008年からの10年間で1.8倍となった（図表3）。

賃貸住宅において孤独死が発生すると、遺品整理や部屋の原状回復、滞納家賃のみならず、事故物件となり家賃収入が逸失・減少するなど、家主の経済的損失は決して少なくない。日本少額短期保険協会が、2015年4月からの4年間に発生した孤独死関連で生じた費用を取りまとめたデータによれば、残置物処理が最大178万円、原状回復最大416万円、賃貸ができなかった期間の家賃保証が平均32万円であった。孤独死1件当たりの損害額は平均90万円と、家主にとっては決して小さい金額とはいえない。このため、不動産業界では、高齢の単身者や夫婦のみの入居者は、リスクが

⁵ 等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分（貧困線）に満たない世帯員の割合（OECD基準）。可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料、および固定資産税を差し引いたもの。

高いと認識されている。

(図表3) 東京都特別区における高齢者の孤独死数の推移



(資料) 東京都監察医務院「東京都監察医務院で取り扱った自宅住居で亡くなった単身世帯の者の統計(各年)」をもとに日本総合研究所作成

(注) 持ち家での死亡者を含む。

第3は、加齢による認知機能や身体能力・機能の低下、および健康状態の悪化である。ヒトの体力や運動能力については、20～30歳代前半をピークに加齢に伴い低下し、高齢者の危険状況を回避する能力や記憶力はピーク時の半分以下、視力や聴力は60歳を境に急激に低下するとされる⁶。厚労省によれば、高齢になるほど、物忘れを自覚したり、糖尿病や高血圧等の生活習慣病、脳出血や狭心症といった重篤な疾病を患う者の割合が増加し、20歳代の数倍～数十倍となっている。

高齢者の疾病や身体機能の衰えは、自らの労災や不慮の事故による死傷、孤独死につながるものが少なくない。中央労働災害防止協会が取りまとめたところによれば⁷、労災による休業日数が1カ月以上にわたると見込まれる被災者の割合は、年齢が上がるとともに上昇し、70歳以上では約2割と、50歳未満の2倍以上となった。また、消費者庁は⁸、誤嚥や転倒など不慮の事故により死亡した者に占める高齢者の割合が8割以上で、その数が交通事故による死亡者数を上回ったと報告している。さらに、高齢者の認知機能の低下や身体機能の衰えは、認知症による近隣トラブルや交通死傷事故など、他者に損害を及ぼす恐れもある。賃貸住宅の家主や雇用主からみれば、高齢者の入居や雇用には、リスクを感じざるを得ない。

3. 債務保証を巡る新たな動き

住宅の賃貸、病院や介護施設への入院・入所、企業における採用などの際に取り交わされる契約において、上記のような未収リスクや損害リスクを回避、軽減する手法として、慣習的に「連帯保証人」や「身元保証人」が用いられてきた。こうした慣行は、家主や雇用主からみれば当然の判断

⁶ 中央労働災害防止協会「エイジアクション100(2018年6月)」p.69～p.75。

⁷ 中央労働災害防止協会「エイジアクション100(2018年6月)」p.68。

⁸ 消費者庁「高齢者の事故について(2018年9月)」。

となるが、実際に未収金や賠償金を回収する手段として有効であるとは言い切れない。まず、未収金や損害賠償などの請求金額が「連帯保証人」の支払い能力を超える場合、全額を回収することは不可能である。元来、医療機関や雇用主には、患者や被用者に対する管理責任が生じるため、損害額が相殺されたり、賠償請求そのものが困難なケースも少なくない。総務省の調査⁹によれば、「連帯保証人」を立てても、債権回収の実効性は必ずしも高くないことが報告されている。

そもそも、「連帯保証人」や「身元保証人」を立てる慣行の有用性の議論以前に、高齢者には、身寄りがおらず、「連帯保証人」や「身元保証人」を立てることが難しい人が多いという問題がある。加えて、たとえ家族や親族があったとしても、「連帯保証人」や「身元保証人」の要件に合致する者を確保することが難しい場合もある。

債権の回収をより確かにするため、「連帯保証人」や「身元保証人」は、3親等内の近親者、かつ本人とは別の家計を営み、年金以外の定収がある者に限定されることが一般的であるが、本人が高齢になるに従い、近親者も現役を引退したり、亡くなったりしている場合が多く、収入に関する要件を満たす者がいない場合も少なくない。すなわち、少子高齢化が進むわが国において、「連帯保証人」などの旧態依然とした制度は、高齢者の自立した経済活動を妨げるなど、すでに社会の変化にそぐわなくなっているのである。

こうしたなか、「連帯保証人」という「ヒト」による「債務保証」に代わり、近年は、公的機関や民間事業者による支払い代行や代位弁済、家賃債務保証等の信用保証や身元信用保険といった金融サービスを活用する動きなどが出てきている。ここでは、「債務保証」を巡る、新たな動きについて整理する。

（1）自治体や民間事業者による債務保証サービス

家族や親族のいない高齢者や、たとえいたとしても彼らを頼ることができない高齢者に対しては、市区町村や社会福祉協議会といった公的機関および民間事業者が、「高齢者支援事業」や「身元保証人代行サービス」と称して、家族や親族に代わる様々なサービスを包括的に提供しており、そのなかに債務保証も含まれている。

① 公的サービスの概要

高齢者の身元保証人を代行する市区町村や社会福祉協議会は増加しているが、独自に家賃や入院費の未納分の支払いに関するサービスを提供するのは一部に過ぎず、大半は後述するような民間の「身元保証人代行サービス」事業者と提携し、高齢者に当該事業者を紹介して利用を促すにとどまっている。独自に未納分の支払いサービスを提供する市町村などにおいても、実際には債務保証を行うのではなく、預託サービスの色彩が強く、予め高齢者本人から預託を受けた金額の範囲内で、未納分を返済しているに過ぎない。例えば、東京都足立区社会福祉協議会の「高齢者あんしん生活支援事業」は、入院時に52万円、施設入所時にはそれに入所費用の3か月分を加算した額が預託され、本人の判断能力の低下などにより支払いができなくなった場合、預託金のなかから費用が支払われる仕組みである（図表4）。

そのうえ、公的機関による身元保証人代行は、福祉事業として位置づけられており、対象者を絞

⁹ 総務省行政苦情救済推進会議（2017年9月26日）別紙資料「入院申込時の連帯保証人以外の選択肢の設定」

p.4。東北6県の国公立37病院に対する調査では、「未収金を連帯保証人に請求したことがある11病院のうち10病院が、連帯保証人から回収できなかったことがあると回答」した。

り込んだものとなっているため、支払い代行サービスを利用できる高齢者は一部にとどまる。家族・親族がいないことに加え、保有する資産の種類や金額、所得額などに上限を設定し、中間所得層以上を排除する公的機関が大半である。内閣府の報告書¹⁰によれば、公的機関による身元保証人代行の利用者数は、サービスを提供している市区町村社会福祉協議会当たり多くても数十人程度とみられる。公的事業には公益性の確保が求められるうえ、国や地方自治体の財政が一段と厳しさを増している状況では、公的機関がこうしたサービスを全面的に担うことは現実的ではない。

(図表4) 東京都足立区社会福祉協議会の高齢者あんしん生活支援事業

主なサービス	あんしんサービス	・「保証人に準じた支援(預託金の範囲内での支払い)」 ・入院契約や施設入所契約の立会い ・医療に関する説明の同席
	生活支援サービス	・預貯金の払い戻し ・郵便物の確認 ・行政機関(区役所)への手続き
	書類等預かりサービス	・通帳や保険証等の預かり(本人の入院中、外出時など一時的預かり)
	その他	・安否確認(月1回の電話、半年ごとの訪問) ・死後対応(公正証書遺言に基づき対応)
利用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都足立区在住の65歳以上単身者 ・支援可能な親族がいない ・資産(居住用不動産除く)3,000万円以下 ・住民税非課税、あるいは課税総所得金額160万円以下 ・不動産収入なし ・負債なし 	
費用	預託金	52万円(施設入所の場合、入所費用の3か月分を加算)
	年会費(4月～翌3月)	年額2,400円(前納) ※年度途中の入会の場合、月割り。ただし、年度途中での退会の場合、返金なし
	利用料	・あんしんサービス:1,000円(1日1回当たり) ・生活支援サービス:最初の1時間1,000円、以降30分までごとに500円 ・書類等預かりサービス:1,000円(1か月当たり)
	その他	公正証書遺言作成費用

(資料) 東京都足立区社会福祉協議会 HP (<https://adachi.syakyo.com/>) をもとに日本総合研究所作成

(注) 課税総所得金額：総所得金額から扶養控除や生命保険料控除などの所得控除を差し引いた額。

② 民間サービスの概要

統計データがないため正確な状況の把握は困難であるが、内閣府の調査¹¹によれば、「身元保証人代行サービス」を展開している民間事業者は、弁護士や司法書士といった法職者、介護保険サービス事業者、不動産関連事業者、葬祭業者、宗教団体など、数十～100 主体程度とされる。公的サービスと異なり、「連帯保証人」として家賃や入院費の未納分などの債務を弁済するサービス(以下、「連帯保証人」代行と称す)を提供している。ただし、当該サービスはオプションであり、安否確認、見守り、生活支援といった基本サービスの契約が必要となる。また、「連帯保証人」代行では、代位弁済した場合、当該事業者が新たな債権者として、サービス利用者に弁済した金額を請求することとなる。この仕組みは、実質的には、後述する家賃債務保証などの信用保証と同様である。

サービス料金は、基本サービスにオプションである「連帯保証人」代行サービスの料金が加算されるため、総じて高額である。基本サービスの料金は、一般に、入会金、事務管理料(公正証書の作成等の法的手続きに要する費用)、預託金(入院時の生活用品の購入や死後事務にかかる費用)など

¹⁰ 内閣府消費者委員会「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての調査報告(2017年1月)」

p.6

¹¹ 注10に同じ、p.5。

の初期費用が 50 万～250 万円、年会費が 2 万円前後、利用料は「連帯保証人」代行を含め月額で 5 万～20 万円となっている。「連帯保証人」代行については、入院や転居（新たな賃貸契約）のたびに保証契約を締結し直し、新たに事務管理料や預託金を徴収する事業者もある。民間サービスの多くは富裕層向けであり、収入不足が常態化している高齢者世帯にあつては、民間サービスを利用することは容易ではない。現時点での「連帯保証人」代行サービスの利用者数を内閣府の報告書¹²をもとに推計すると、高齢者全体の 1%にも満たない数万人にとどまる。

そのうえ、民間の身元保証人代行サービスは、高齢者が安心して利用できるものとはなっていないものが多い。「契約内容と実際に提供されたサービスが異なる」、「料金が高額である」、「契約解除に応じてもらえない」など、当該サービスに対する相談、苦情が後を絶たない¹³。

現在、管理監督する省庁がなく、事業者による自主的なガイドラインも作成されていないため、各事業者が自らの裁量で事業展開している状況にある。事業者の一部には、利用者に不利益を生じさせる商品を提供しているものもあると考えられる。

身寄りのない高齢者の増加が予測されるなか、支払い代行や「連帯保証人」代行サービスの需要が増大する公算は大きい。ただし、前述の通り、公的機関によるサービスの提供は容易ではなく、必然的に、サービス提供者として民間事業者に対する期待は一段と高まることになる。高齢者が安心して民間サービスを利用できるよう、健全な市場の構築が必要といえよう。

（２）個人保証に代わる金融サービス

近年、①滞納家賃に対する債務保証や孤独死による家主の経済的損失を補償する損害保険、②未収医療費に対する信用保証や信用保険、③従業員の不正行為による雇用主の損害を補償する信用保険など、「連帯保証人」や「身元保証人」に代わる金融サービスが提供、活用され始めた。具体的には、下記の通りである。

① 賃貸住宅への入居

家賃滞納に関しては、近年、家賃債務保証が普及している。賃貸契約の際、以前は、「連帯保証人」を立てることができない場合に限り、家賃債務保証を利用することが一般的であったが、現在では、それが家賃債務保証の利用に置き換わりつつある。日本賃貸住宅管理協会のアンケート調査¹⁴によれば、2018 年度 10～3 月期時点で、回答企業全体の 97.6%が家賃債務保証を利用し、81.5%が入居要件として家賃債務保証の利用を必須としていた（図表 5）。普及の背景には、入居希望者は「連帯保証人」を確保できなくても住宅を借りることができるとともに、家主は滞納が発生しても、保証事業者から確実に滞納家賃を回収できるうえ、回収に要するコストや手間が軽減できることがある。

もともと、家賃債務保証の利用に当たっては、収入が安定していることや、これまで税や公共料金等の延滞がないことなど、利用者の信用力がチェックされるため、後述するように信用情報が乏しい高齢者にとって、使い勝手がいいとはいえない。また、当該事業を管理監督する省庁がなく、事業に関するルールが整っていないこともあり、「連帯保証人」を代替するサービスであるにもかかわらず

¹² 注 10 に同じ。

¹³ 株式会社日本総合研究所「平成 29 年度厚生労働省老人保健健康増進事業 地域包括ケアシステムの構築に向けた公的介護保険外サービスの質の向上を図るための支援のあり方に関する調査研究事業報告書（2018 年 3 月）」。

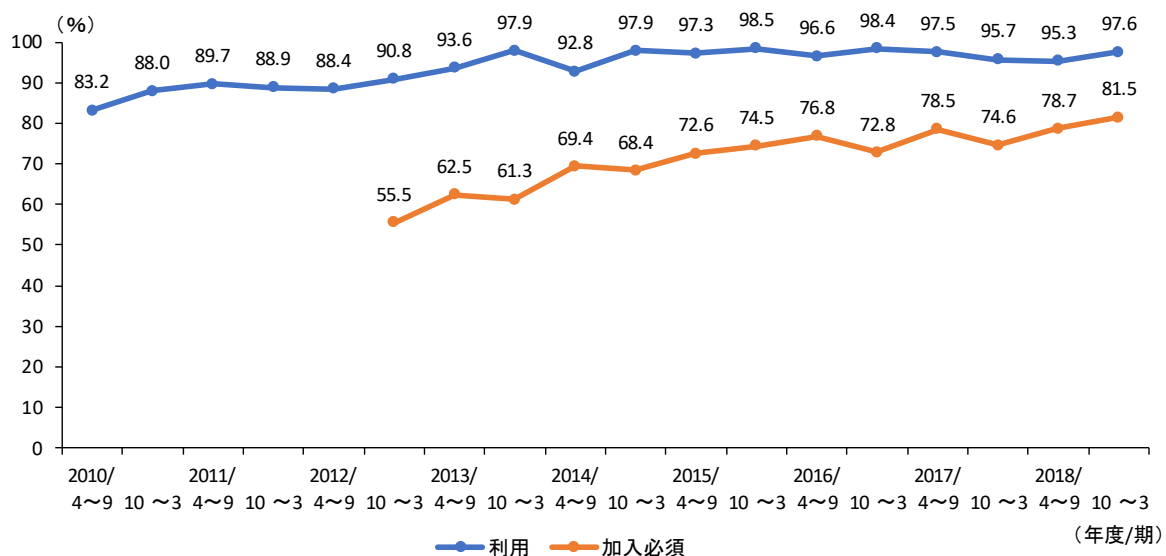
¹⁴ 日本賃貸住宅管理協会日管協総合研究所による賃貸住宅市場景況感調査。毎年度、半期（4～9 月と 10～3 月）ごとに、同協会の会員である賃貸住宅管理会社を対象に実施される。2018 年度 10～3 月期については、2019 年 10～11 月にかけてインターネットを通じて実施され、回答者数は 1,251 社中 153 社（回答率 12.2%）。

らず、「連帯保証人」を求めるといった家賃債務保証事業者もあり、苦情が後を絶たない¹⁵。

一方、孤独死に関しては、滞納家賃のほかに孤独死等による原状回復費用や残置物撤去費用などを補償する家賃債務保証サービスがあるほか、入居者の孤独死による経済的損失を補償する保険（以下、孤独死保険と称す）も提供され始めた。孤独死保険には二つのタイプがあり、一つは、借主が入居時に加入する家財保険¹⁶の特約として提供され、遺族や身元保証人等に対して遺品整理費用や原状回復費用を補償する。原則として、賃貸機会の喪失による家賃収入の減少といった家主の経済的損失までは補償されないが、家主の保険料負担は発生しない。もう一つは、家主が加入する孤独死に対応する単独の保険である。補償範囲は、遺品整理費用、原状回復費用、家賃収入の減少など、家主が被る損失全般である。保険料の設定は、賃貸する部屋ごと、賃貸用建物全体など、保険会社により異なる。

孤独死保険は、少額短期保険会社が中心的に提供していたが、昨今、大手の損害保険会社も同分野へ参入してきたことから、補償内容のバリエーションが広がりつつある。具体的な市場規模についての統計データはないものの、各種報道や保険会社等の公開情報をもとにすると、孤独死保険市場は年々拡大していると推測される。

（図表5）家賃債務保証の利用動向



（資料）日本賃貸住宅管理協会日管協総合研究所「賃貸住宅市場景況感調査（各期）」をもとに日本総合研究所作成

② 入院

一部の医療機関では、依然として、身元保証人を立てられないことを理由に、高齢者の入院や手術を拒否する例がみられる。厚生労働省では、身元保証人の有無で差別をする状況の改善を求めているが、現実には多くの医療機関で入院費などの未収が問題となっている。

¹⁵ 家賃債務保証事業者に関しては、全国賃貸保証業協会と賃貸保証機構といった業界団体があるだけで、当該事業を管理監督する省庁はない。事業者数は国交省が把握しうる限り2016年9月時点で全国に147社あるが、そのうち、業界団体に加盟しているのは55社に過ぎない。国交省の家賃債務保証業者会議（2019年6月11日）では、近年減少傾向にはあるものの、それでも2014年度以降、毎年600件前後の苦情・相談があることが報告された。

¹⁶ 火災保険契約において、とくに家財を対象とする保険のこと。主に、火災によって発生した加入者自身の電化製品や家具などの家財の損失、借りていた住居の原状回復費用が補償の対象となる。

入院費などの未収問題については、債務保証以前に、未収金の発生抑止に重点が置かれている。現行の未収金対策としては、次の取り組みが一般的である。

- i) 健康保険証の有無をチェックし、未所有の場合は生活保護受給の申請を行う¹⁷
- ii) 治療費・入院費のクレジットカード払いを導入する
- iii) 入院保証金、預託金等の名称で、予想される入院費の全額や一部を前納させる
- iv) 高額医療費制度や保険診療の範囲を明示し、入院治療費の高額化を回避する

このような対策をとっても、未収金を完全になくすことは困難で、毎年1医療機関当たり1,000万円以上の未収金が発生している。このような状況を受け、2010年代後半から、未収となった入院費を保証する金融サービスが相次いで提供され始めた。サービスは、下記の2タイプに大別できる。

一つは、家賃債務保証と同様に、患者が保証料を支払い、入院費等を滞納した場合、保証会社が保証金額の範囲内で費用を弁済する医療費用債務保証である。患者本人がサービス事業者を選択する身元保証人代行サービスと異なり、医療機関側が保証会社と保証契約を締結し、患者は医療機関を通じて当該保証会社と保証委託契約を締結する仕組みとなっている。保険料は、例えば30万円の限度額に対し5,000円といったように、保証限度額の1~2%が一般的とされる。なお、当該サービスに関して、医療機関側の費用負担は発生しない。

もう一つは、医療機関が保険料を支払い、上限額の範囲内で未収金の補償を受ける、医療機関向けの取引信用保険である。医療機関側が損害保険会社と保険契約を締結し、未収金が発生した場合、当該保険会社から保険金が支払われる仕組みである。保険料は、医療機関ごとに売上高や未収金の発生状況をもとに設定されることが多い。

いずれの手段においても、保証金や保険金の支払いにより、未収金の債権は保証会社や保険会社に移転、あるいは譲渡される。このため、医療機関は、未収金の管理、回収業務やそれに要するコスト負担を軽減し、本業に人的、金銭的資源を集中させることができる。

ただし、これまでのところ、こうした金融サービスを利用する医療機関は少数にとどまっている。保証サービスが提供され始めて日が浅いため、そのメリットを計りかねている医療機関があるほか、患者や医療機関が安心して利用できる環境が整っていないことが背景にあると考えられる。取引信用保険については保険業法に則って提供されているものの、医療費用債務保証については、管理監督する省庁がないうえに、業界団体による自主ルール等も存在せず、ビジネスの健全性が確保されているとは言い難い。

しかしながら、すでに多額の未収金が発生していくことに加え、身寄りのない単身高齢者が入院中に急逝するなどして、医療費用の回収が困難になる事例は、今後さらに増えることが予想される。高齢者が医療機関で門前払いとなることのないよう、医療費用債務保証や取引信用保険を信頼性の高いものとし、普及させることが必要である。

③ 就職

「身元保証人」を立てられない高齢者が多いにもかかわらず、旧態依然とした雇用慣行から脱却できていない企業もあり、一部の中小企業では、依然として入社時に「身元保証人」を求める例が少なくない。

¹⁷ わが国では、原則として、国民健康保険、政府管掌健康保険、企業等の健康保険組合のいずれかの公的医療保険に加入している。生活保護受給世帯等、健康保険の保険料の納付が経済的に困難な世帯については、社会保障の枠組みで医療費が支払われる。

しかし、たとえ入社時に「身元保証人」を立てた場合でも、現実には従業員による不正取引、横領、インターネットを利用した不正送金等、経済犯罪が増加するとともに、損害が高額化し、一個人が賠償できる金額を超えるまでに至っており、雇用主が損害額を回収できる可能性は低いとみられる。

イングランドを除く欧米には、わが国のような「身元保証人」制度は存在せず、なかでもアメリカでは、従業員の不法行為等により生じた損害の補償は、損害保険の一種である身元信用保険 (Fidelity Bonds) を活用することが一般的である¹⁸。アメリカにおける身元信用保険の歴史は古く、1878年にはすでに存在していた。近年は、第三者による犯罪被害も補償する Commercial Crime Insurance、器物・建物の損壊や第三者に対する賠償責任等を一括して補償する企業総合保険、インターネットを利用した犯罪被害に特化した保険など、保険の種類が増えている。ちなみに、アメリカにおける身元信用保険の市場規模は、2015年度以降、10億ドル前後で推移している¹⁹。

近年、わが国でも、「身元保証人」に代わる身元信用保険が出てきている。例えば、上場企業やその関連会社、海外企業との取引が多い企業などを主な対象とし、従業員が起こした横領や詐欺、窃盗、強盗、背任といった犯罪により企業が被った損害を補償する保険である。自社従業員のみならず、社外からの不正アクセスにより多額の資金が詐取されるなど、第三者による犯罪行為で被った損害を補償する保険もある。保険金の支払い限度額は5,000万円～10億円で、保険料は企業規模や業種など保証内容により異なるが、通常、年間で限度額の1.5～3%とされている。限度額が5,000万円であれば、年間75万～150万円の保険料となる。

また、企業にも、以前は当たり前とされてきた入社時に「身元保証人」を求める仕組みを見直す気運がみられ始め、すでに大企業を中心に、緊急連絡先を確認するのみで、「身元保証人」契約を締結しない企業が相次いでいる。今後、リスクマネジメントの手段として、「ヒト」による損害補償に代わり、身元信用保険や包括的損害補償保険などの活用が増加する余地は大きいといえよう。

(3) 政府の動き

「ヒト」による債務保証を代替するサービスや金融商品が相次ぐなか、政府もこうした動きを後押しし始めている。

まず、住宅の賃借については、国土交通省が、住宅セーフティネット制度²⁰において、当該制度の対象として登録された住宅に対し、「連帯保証人」を設定せずに入居できるよう家賃債務保証を付与している。家賃債務保証は、都道府県が指定する居住支援法人、あるいは民間の家賃債務保証事業者が行うが、入居の際の保証料の一部は国および自治体から補助される。また、入居者が安心して家賃債務保証を利用できるように、一定の基準を満たす民間事業者を登録する制度も併せて導入された²¹。なお、登録されている事業者は、2020年5月22日時点で71事業者にとどまっている。

¹⁸ 株式会社商社事務「諸外国における保証法制及び実務運用についての調査研究業務報告書 (2012年3月)」 p.16、p.155。

¹⁹ 米国保険情報協会 (SOMPO 未来研究所株式会社翻訳)「2019 インシュアランスファクトブック (http://www.sompo-ri.co.jp/research/insurance_finance/pdf/fact_2019.pdf)」 p.135。

²⁰ 改正住宅セーフティネット法の下 2017年10月に新制度がスタート。高齢者をはじめ生活保護受給者などの住宅弱者が住宅を確保しやすくするため、彼らの入居を拒まない住宅と登録し、家賃補助や生活支援する制度。なお、登録には、耐震や居住面積等の基準を満たすことが必要。

²¹ 任意の登録制度。登録していない事業者でも、住宅セーフティネットの家賃債務保証を提供できる。国交省に登録された家賃債務保証事業者のメリットは、保証した家賃の回収ができなかった場合 (デフォルトした場合)、住宅金融支援機構の保証を受けることができる点である。

入院については、厚労省が前述の入院治療費の未回収避策を推進しているほか、患者からの苦情を受けて行政苦情処理に当たる総務省が、今後の超高齢社会を見据え「連帯保証人」以外の入院費の担保方法を提示している²²。「連帯保証人」に代わる主な手段として、クレジットカードの利用、入院保証金の徴収、保証会社の利用が挙げられており、国公立病院を中心にこれらの手段の導入を検討するよう求めている。

就職に関しては、厚労省が、採用に当たって本人の適性と能力のみを採用基準とし、宗教や支持政党などの思想・信条ばかりでなく、本籍地や家族などの本人に責任のない事項を基準としないよう、企業等に要請している²³。「身元保証人」となりうる家族・親族や知人の有無は、本人に責任のない事項とされる。地方労働局のなかには、身元を保証する者の有無は本人の適性や能力と無関係であり、使用者（雇用主）と労働者の間に対等な労働契約があれば、**労働者に身元を保証させる必要はない**とし、「身元保証人」に代わる手段として身元信用保険への加入を推奨するところもある。

4. 超高齢社会に相応しい債務保証システムの構築に向けて

これまでみてきたように、わが国では、公的機関による支払い代行サービスや民間事業者の身元保証人代行サービスのほか、家賃に加え入院や就職においても信用保証や信用保険といった新しい金融サービス、すなわち「ヒト」によらない身元保証の仕組みが提供され始めている。こうしたサービスによって、高齢者は身元保証人を立てられないことで被る日常生活の様々な不利益を回避するだけでなく、家主、医療機関、事業主等も、個人保証に比べ高い確率で債権を回収できるうえ、未収金や損害賠償の回収に要する手間やコストを節減でき、本業に専念できるといったメリットがある。

しかしながら、新しいサービスには不備な点も多い。繰り返しとなるが、その多くが管理監督省庁が不明確であるとともに、事業に関する統一された指針すら整備されておらず、高齢者のみならず、家主、医療機関、事業主等利用者のための環境整備の遅れは否定しえない。

そのうえ、前述の通り、一般論として、高齢者、とりわけ単身者や夫婦のみ世帯は、多くの場合、収入源が年金に限られることや信用情報が乏しいことなどを理由に、「信用力が低く債務不履行リスクが高い」とのイメージを持たれやすい。統計によって平均的な高齢者の所得水準をみれば、現役世代に比べ低いことは確かであるが、老後資金を確保し、経済的に自立して日常生活を送っている高齢者も少なくない。ステレオタイプの印象から、一部の高齢者は、経済的自立を果たしているにもかかわらず、信用力が過小評価され、日常生活に不都合が生じている可能性がある。

以上より、高齢者の自立を促すためには、「ヒト」に依存しない債務保証の態勢を築くことが重要であり、そのため必要となる取り組みについて整理すると、次の通りとなる。まず、(1)すでに動き始めている家賃債務保証や身元保証人代行サービスといった既存の債務保証サービス市場の健全化を図る。次に、(2)個人保証から機関保証へのシフトを加速させるための仕組みを構築する。併せて、(3)高齢者の信用力が適切に判断されるような環境を整備する、といったステップである。具体的な方策は、下記の通りである。

²² 妻以外に身寄りのない患者からの行政相談（入院時における連帯保証人設定に関する相談）をきっかけに、総務省が各行政評価局を通じて、各地の国公立病院での「連帯保証人」設定の有無、代替手段を調査、検討。

²³ 厚生労働省「公正な採用選考について」事業主啓発用パンフレット
(<https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/topics/saiyo/dl/saiyo-01.pdf>)。

(1) 債務保証サービス市場の健全化

債務保証サービス市場の健全化を図るには、ビジネスの中心である民間事業者が主体となり、環境整備を進めるべきであるが、政府にはその基盤づくりが求められる。主なポイントは、次の3点である。

第1は、サービス提供事業者を管理監督する省庁を明確にすることである。現在は、家賃債務保証は国交省、金融機関が行う信用保証は金融庁といったように、提供サービスごとに所管する省庁が異なる。専門性の観点からは現行の所管省庁がそれぞれの分野について管理監督することが相応しいとみられるものの、身元保証人代行サービスのように住宅の賃借、入院、就職などの様々な分野の身元保証を行う事業者の場合、管理監督体制が複雑となるため、効率性に欠ける面がある。債務保証サービスを金融商品と明確に位置付け、金融庁に管理監督を一元化する、あるいは省庁横断的な組織やネットワークを構築し事業者を一元的に管理監督する体制を整備することが考えられる。

第2は、債務保証関連の法制度の整備である。債務保証事業の根拠となる法律を制定する必要があるが、制定まで時間を要することを勘案すれば、金融商品取引法²⁴の適用対象とし、同法の条項のほか、民法（債権法）や保険業法など関連法制の見直しや改正を図るとともに、債務保証業務に関する指針の作成を急ぐべきであろう。指針の内容としては、保証契約に明示すべき事項、保証料率の算定基準、取り立て行為の禁止など求償権（借主や患者といった債務者に対する代位弁済後の債権の請求権）の行使方法、延滞金のほか督促費用といった債務者へ請求できる費用項目など、利用者保護および市場の健全性を維持するための項目が挙げられる。指針作成に当たっては、管理監督省庁が中心となり、法律の専門家だけではなく、事業者の業界団体のほか高齢者福祉の専門家・有識者等を交えて検討することが望ましい。

第3は、市場参加者（事業者）の適性化である。その方策としては、免許制の導入が妥当と思われる。管理監督省庁の下、一定の基準を満たした事業者にのみ、債務保証業務を許可することになる。民法や個人情報保護法など関連法令の遵守、事業の安定性・継続性を担保する財産的基礎、内部規則や組織体制の整備、反社会勢力の排除などを取得要件とし、免許取得後は、債務保証サービスの提供状況や経営状況などの定期的な申告を義務付ける。虚偽の報告や違反行為等が確認された事業者に対しては、行政指導や勧告がなされ、事業停止、最悪、免許が取り消される。また、免許は、3年あるいは5年など一定期間ごとの更新制とすることが望ましい。

このほか、サービス提供事業者に関する情報を広く提供することも重要である。自ら債務保証サービスに関する情報を収集し、そのなかから事業者を選別できる高齢者は必ずしも多いとはいえない。事業者を選択する際のチェックポイント²⁵を提供するだけでなく、管理監督省庁のホームページ、自治体の高齢者福祉関連窓口、広報誌などで、免許取得事業者の情報を幅広く公開する必要もある。

²⁴ 2001年制定。金融・資本市場を取り巻く環境の変化に対応し、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、「貯蓄から投資」に向けての市場機能の確保および金融・資本市場の国際化への対応を図ることを目指した法律（金融庁）。金融商品取引業の登録制度、金融商品取引所や金融商品取引清算機関、証券金融会社に関する免許などについて定めるとともに、健全な金融商品市場の形成を目指し、不公正取引等に対する課徴金や刑罰などを規定。

²⁵ 消費者庁では、身元保証人代行サービス事業者を選択する際のチェックポイントとして、『「身元保証」や「お亡くなりになられた後」を支援するサービスの契約をお考えのみなさまへ（http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_018/pdf/caution_018_180905_0001.pdf）』を提供している。

（２）個人保証から機関保証への移行促進

「ヒト」によらない身元保証へのシフトを加速させるためには、住宅の賃貸契約時や入院時の信用保証あるいは信用保険の加入を義務付けることが効果的である。

賃貸住宅については、すでに家賃債務保証の利用は一般的になっていることから、これを義務付けることは容易と思われる。それでも、前述の通り、高齢者には孤独死リスクが残存し、賃貸物件の貸し出しを嫌う家主もある。この対応策としては、借主に孤独死による損失をカバーする家賃債務保証あるいは孤独死特約付きの火災家財保険に加入してもらうとともに、家主も孤独死保険に任意加入することが効果的と考える。こうした機関保証や保険の利用を定着させるため、都道府県に高齢者の入居を拒まない住宅として登録した住宅²⁶に対して、家賃債務保証の保証料の補助²⁷を拡充するとともに、孤独死保険の保険料を補助することも有効と考えられる。

入院時についても、医療費用債務保証の利用を義務付けることが望ましい。しかしながら、未だ保証商品の種類が少なく一般的ではないことから、連帯保証人の設定からクレジットカードや入院保証金など、比較的導入が容易な代替手段で時間を稼ぎつつ、国公立病院など公的医療機関から徐々に医療費用債務保証の利用を拡大することが現実的と思われる。患者にとっては、保証料の負担が発生することになるが、すでに導入されている事例をみると、入院費 30 万円に対し 5,000 円の保証料に過ぎず、しかも今後医療費用債務保証の利用が一般的になれば、保証料はさらに低下するため、患者の負担は徐々に軽減するとみられる。また、低収入の高齢者に対しては、健康保険の保険者である自治体が保証料の一部を補助することも一案である。

上記の住宅の賃借や入院の場合と異なり、就職時において、「身元保証人」は、すでに従業員の不正行為等で生じた企業の損害を弁済するという役割を担っておらず、根拠となる「身元保証法」は形骸化しているといえる。そのため、大手を中心に「身元保証人」に代わり身元信用保険や企業総合保険などの損害保険を利用する企業が出てきたうえ、厚労省も公平な採用の観点から代替策として身元信用保険等の利用を推奨している。国は、「身元保証法」の改廃も視野に入れ、「身元保証人」の代替策を導入する企業の例や導入に関する Q&A などの情報を幅広く提供し、「身元保証人」からその代替策へのシフトを促進する必要がある。

（３）個人の信用力判定の環境整備

金融資産や不動産を所有するなど、現役世代以上の経済力を有する高齢者も少なくないとはいえ、主たる収入が年金である高齢者について、その支払い能力や信用力を判断、評価することは容易ではない。本人をよく知る家族・親族や知人などが「連帯保証人」や「身元保証人」になってきたのは、高齢者の信用力を補完する意味があった。

逆に、高齢者の信用力を適正に判断、評価できれば、他人による信用力の補完の必要性は自ずと低減する。そのため、①高齢者の信用力を適切に判断するための基盤や、②高齢者自らが信用力に関する情報を提供できるような仕組みを整備することが重要となる。

²⁶ 注 20 参照。

²⁷ 現行の住宅セーフティネット制度では、入居時の家賃債務保証の保証料のみ。

① 信用力の判断基盤の整備

個人の信用力の判断、評価には、一般的に指定信用情報機関²⁸の信用情報²⁹が利用される。ただし、同情報を利用できるのは信用情報機関の会員のみである。家賃債務保証や医療費用債務保証を提供する保証会社のなかには会員でない事業者もあるため、保証会社と契約する際に「連帯保証人」を求められるといった、契約者（賃貸住宅への入居希望者や入院予定の患者）からみれば理解しがたい状況が生じている。

（1）で提示した免許を取得する債務保証事業者に対して指定信用情報機関の会員となることを義務付け、当該事業者が信用情報を利用するに当たっては、債務者本人の同意を必須とするとともに、入手できる情報項目を限定することが求められる。情報の利用に関するガイドラインを作成するなど、保証事業者が信用情報を適正に利用する環境整備を進めることが必要であろう。

もっとも、クレジットカード、ローン、口座振替を利用したことがない者や、利用経験があっても一定期間以上経過³⁰している者については、信用情報は存在しないに等しい。このような者の信用力判定の手段としては、決済サービスに関する利用実績や学歴・財産などの属性などの情報を人工知能（AI）等によって点数化する信用スコア³¹がある。当該手法は、中国をはじめとした海外において浸透しつつあり、わが国でも利用の拡大が見込まれる。個人の信用力判定の有効な手法の一つとみることができよう。

ただし、わが国には、信用スコアに関する規制が存在しないため、評価の妥当性や利用の適正化については、懐疑的な見方も出てこよう。今後、当該手法を個人の信用力を判定する標準的な基準とするには、AI技術の進展によるスコアリングの精度の向上を待つばかりでなく、当該事業の管理監督機関を決定し、利用目的等に関するガイドラインを作成するといった対応が求められる。

② 信用力に関する情報の提供方法の整備

信用力に関する情報の提供には、マイナンバー制度³²の活用が望ましい。信用力の判断に資する情報が揃っているためである。マイナンバーには、年金、健康保険、介護保険、各種税金など、個人の社会保障や税等に関する情報が紐付けられており、今後、預貯金口座に関する情報も加わる予定である。同制度の下、すでに、マイナンバーカード³³を用いて、住民票の写しおよび税に関する各種証

²⁸ 貸金業法で定められた一定の要件を満たし、内閣総理大臣の指定を受けた信用情報機関。現在、株式会社シー・アイ・シー（CIC）、日本信用情報機構（JICC）、全国銀行協会全国銀行個人信用情報センター（KSC）の3機関が指定を受けている。

²⁹ 信用情報には、信用情報機関の会員である銀行や信販会社の顧客に関する情報として、年収、住宅情報、勤務先等の個人の属性に関する情報のほか、クレジットカードやローンの契約内容、その返済状況、残高などの取引情報が登録されている。

³⁰ 情報の保存期間は、指定信用情報機関によって異なるが、クレジットカードやローンの申し込み情報は申込日から最長6カ月、契約情報や延滞情報は契約終了日から最長5年である。

³¹ 点数が高いほど信用力が高いとされる。

³² マイナンバーとは、国民一人ひとりに割り振られた個人を特定する番号。マイナンバー制度とは、当該番号と各行政機関独自の管理番号を紐づけて、社会保障や税などに関する行政情報を利活用する制度。2016年1月から本格運用が開始された。マイナンバーそのものの利用は行政機関に限定され、その用途も厳しく規制されている。

³³ マイナンバーが記載された顔写真付のカード。券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示され、身分証明書のほか、自治体サービス、電子申請等のサービスにも利用できる。

明書³⁴のコンビニエンスストアでの交付（コンビニ交付³⁵）やマイナポータル³⁶での税・社会保障関連情報の取得が可能になっているほか、2019年11月から、オンラインでマイナンバーに紐づく情報を金融機関等の民間事業者提供する自己情報取得API³⁷というサービスがスタートした。

とくに、自己情報取得APIは、個人の経済力や信用力を迅速に判断できるサービスであり、高齢者の信用力判定に適用可能と考えられるものの、一方で個人情報安易に利用されてしまう危険性も孕んでいる。当該サービスから情報を入手する事業者については、個人情報保護や情報セキュリティ基準の遵守などの要件があるのみで、システム環境を整備し申請すれば、容易に利用が可能となる。高齢者は特殊詐欺の被害を受けやすいことを勘案すれば、同システムの利用に一定の制限を持たせる必要がある。マイナンバーを使って個人の信用情報を入手できる事業者を金融機関や前述した債務保証業務の免許者に限定するとともに、情報漏洩リスクの低減を図るため、セキュリティ対策の強化に加え、事業者のアクセス権限を必要最小限の情報のみとする制度設計が求められる。一方、高齢者に対しても、安易に自らの情報を提供しないよう、自治体の広報誌、マスメディア（新聞、テレビ等）、町内会や自治会などの地域コミュニティ、高齢者サークル等を通じて、個人情報保護の徹底を周知、啓発することが重要である。

また、新型コロナ対策の特別定額給付金のマイナンバーによる申請の際、各所で不具合が生じたことを踏まえれば、マイナンバーの利用環境の整備を早急に進める必要がある。今回、入力ミスが相次いだことから、ミスを誘発しないようなシステムに改善するとともに、高齢者が利用しやすいインターフェースを構築することが求められる。

6. おわりに

以上、高齢者の自立した暮らしを担保するため、「ヒト」によらない債務保証が不可欠であり、その制度設計について検討してきた。「連帯保証人」や「身元保証人」が立てられなくても、既存の信用保証や信用保険などの金融サービスやマイナンバー制度の既存サービスを利用することで、高齢者の債務保証は可能となる。すでに整いつつある制度の健全性を高め、使い勝手を良くすることで、「ヒト」によらない債務保証を確立することが可能となり、高齢者が安心して日常生活をおくることができるようになる。

身寄りがなく、あるいは身寄りを頼ることができない高齢者のさらなる増加が見込まれるなか、債務保証の基盤を早急に堅固にすることが求められる。政府・自治体をはじめ、関係機関には、迅速な対応を期待したい。

以上

³⁴ 取得可能な証明書は、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書、各種税証明書、戸籍証明書、戸籍の附表の写しである。

³⁵ 居住地以外の地域でいつでも各種証明書を入手することができる。ただし、すべての自治体を実施しているわけではなく、2020年3月末時点で724市区町村にとどまる。

³⁶ マイナンバーを利用した行政サービスのオンラインサイト。2017年11月から本格運用。

³⁷ 個人が、企業や市民団体等の民間組織に対してもマイナンバーに紐づけて管理されている所得や納税等に関する情報を提供するサービス。事業者が個人情報を取得するのではなく、個人がマイナポータルを利用し、情報を提供する仕組みである。個人情報の提供を受ける民間組織は、内閣府に利用企画書と利用条件確認書を提出し、事前打合せで合意を得た後、利用環境を構築し確認が取れて初めて利用申請ができる。2019年11月5日から提供開始。インターネットバンキングの住宅ローンの申し込み者がマイナポータルを利用し、所得情報を金融機関に提供するケースなどがある。ふくおかフィナンシャルグループなど一部の事業者が実証実験中。なお、APIとはアプリケーション・プログラミング・インターフェースの略。

<参考資料・参照ホームページ>

- ・株式会社商事法務[2012]. 「法務省委託 諸外国における保証法制及び実務運用についての調査研究業務報告書」、2012年3月
- ・池田敏史子[2015]. 「民間団体が行う家族の代行サービス—身元保証と身元引受を含む一括契約—」『国民生活 2015年9月号』、独立行政法人国民生活センター、2015年9月
- ・森田幸喜[2015]. 「一人暮らしの高齢者への支援—現状と課題—」『国民生活 2015年9月号』、独立行政法人国民生活センター、2015年9月
- ・内閣府消費委員会[2017]. 「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての調査報告」、2017年1月
- ・社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会[2017]. 「「身元保証」・「死後事務」サービス 「保証機能」の構築への提案」、2017年3月
- ・厚生労働省[2017]. 「「身元保証等高齢者サポート始業に関する消費者問題についての建議」に係る実施状況の報告について」、2017年7月
- ・株式会社病院システム[2018]. 「2017年度厚生労働省医政局委託 医療施設経営安定化事業 平成28年度病院経営指標」
- ・株式会社日本総合研究所[2018]. 「平成29年度厚生労働省老人保健健康増進事業 地域包括ケアシステムの構築に向けた公的介護保険外サービスの質の向上を図るための支援のあり方に関する調査研究事業報告書」、2018年3月
- ・PwC アドバイザー合同会社 [2018]. 「経済犯罪実態調査 2018（日本分析版）」、2018年7月
- ・米国保険情報協会（SOMPO 未来研究所株式会社翻訳）[2019]. 「2019 インシュアランスファクトブック」
- ・厚生労働省（<http://www.mhlw.go.jp/>）
- ・国土交通省（<http://www.mlit.go.jp/>）
- ・総務省統計局（<http://www.stat.go.jp/>）
- ・住宅金融支援機構（<https://www.jhf.go.jp/>）
- ・消費者庁（<http://www.caa.go.jp/>）
- ・内閣府（<http://www.cao.go.jp/>）
- ・法務省（<http://www.moj.go.jp/>）
- ・国立社会保障・人口問題研究所（<http://www.ipss.go.jp/>）
- ・独立行政法人国民生活センター（<http://www.kokusen.go.jp/>）
- ・独立行政法人労働政策研究・研修機構（<https://www.jil.go.jp/>）
- ・公益財団法人日本賃貸住宅管理協会（<https://www.jpm.jp/>）
- ・株式会社シー・アイ・シー（<https://www.cic.co.jp/>）
- ・株式会社日本信用情報機構（<https://www.jicc.co.jp/>）
- ・一般社団法人全国銀行協会全国銀行個人信用情報センター（<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>）